2022年4月12日

第5回新しい資本主義実現会議「論点案」に対する意見

日本労働組合総連合会 会長 芳野 友子

1. 春季生活闘争における中小企業の賃上げについて

2022 春季生活闘争の取り組みについて、4月に入り、中小組合の回答引き出しが本格化してまいりましたが、結果につなげるには、中小企業が賃上げできる環境を整えることが重要です。サプライチェーンにおける付加価値の適正分配、労務費の価格転嫁を含む取引の適正化や直近の物価高対策など、政府には実効性ある対策をさらに進めて頂くようお願いいたします。

2. フリーランスをはじめとする「曖昧な雇用」で働く者の法的保護

IT などの進展により、働き方が多様化し、請負や業務委託など中間的な働き方が増加しています。コロナ禍においては、こうした曖昧な雇用で働く就業者のセーフティネットの脆弱性が明らかとなりました。昨年、連合が実施した調査でも、契約内容の明示がない、報酬支払が遅延した、一方的に仕事内容が変更された、不当に低い報酬額で委託された、などの課題が明らかとなりました。取引適正化の一層の強化は不可欠ですが、働き方の多様化および社会の実態に合わせた「労働者」概念の見直しこそが先決であり、早急に検討を開始すべきと考えます。

3. 人材の流動化・副業・兼業企業数の拡大

産業構造の大きな転換により、やむを得ず対応すべき労働移動に対しては、重層的な雇用対策や社会的セーフティネットの整備などを総合的に実施すべきであり、安易な人材の流動化については慎重であるべきです。労働移動は、労働者本人の意思が大前提であり、意に沿わない移動はその後の離職につながりかねません。また、副業・兼業を導入するか否かは、個々の労使が検討するものと考えますが、副業・兼業は長時間労働につながりかねず、慎重な検討が必要と考えます。

4. 個人保証について

中小企業経営者の個人保証は、安易な倒産を防ぎ、経営への規律を高める観点が含まれていると思います。倒産が労働者の生活に与える影響は甚大で、未払賃金や退職金など労働債権は、担保権等に劣後し、回収できない場合がほとんどです。個人保証を不要とすることは、安易な倒産を促しかねず、極めて慎重に検討すべきと考えます。

5. 事業再構築のための債務整理に関する法制度の検討

事業を再構築する場合、事業再編等は、労働者の地位や労働条件に大きな影響を及 ぼすものでありながら、労働者保護に関するルールは必ずしも十分に整備されており ません。労働者は企業の根幹を支える重要なステークホルダーであり、事業再構築に おいて労働者の協力が不可欠であることを踏まえれば、事業再構築における労働者保 護政策を整備することが先決だと考えます。

6. 非財務情報の開示

投資家が企業の持続可能性をESGの指標にもとづいて判断することは非常に重要で、わが国も早期に取り入れるべきと考えます。その際、特に重要なのは人的資本と人権に関するSの情報です。人的資本については、賃金水準や労使関係、労働安全衛生、多様性などに関する情報に加え、男女間賃金格差や女性管理職比率などを開示すべきです。また、非正規雇用を含めたすべての労働者を開示対象にすることも重要です。人権については、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづいた企業行動がとられているかなどのポイントだと考えます。

以上